

公益財団法人アルカンシエール美術財団

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人アルカンシエール美術財団（英文表記の場合には **Foundation Arc-en-Ciel**）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

(2) この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(公告方法)

第3条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、美術館を運営する事業を行い、美術に関する国際交流を促進することにより、我が国現代美術の育成、発展に資すると共に、ひろく優れた美術作品を紹介して一般の人々の美術に対する意識の高揚を図り、もって我が国芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 事業

1. 美術に関する展覧会、講演会、研究会等の開催
2. 美術作家及びその研究等の国際交流の機会提供
3. 美術に関する情報、資料の収集及び提供
4. 美術作家に対する育成、援助
5. 美術館の設置及び運営
6. 機関紙及び美術に関する出版物の刊行と販売
7. 収蔵美術品の貸出及び写真掲載等の協力
8. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 前項第1号に規定する事業を行う活動区域は、東京都内及び群馬県内とする。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次のとおりとする。

1. 移行認定時の財産目録に記載された財産
2. 寄附金品
3. 資産から生ずる収入
4. 事業に伴う収入
5. その他の収入

(基本財産)

第7条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

(2) 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(2) やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき、又は担保に提供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(財産の管理及び運用)

第9条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行い、その方法は、理事会の議決を経て定める財産管理運用規程によるものとする。

(経費の支弁)

第10条 この法人の事業遂行に要する経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(2) 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(3) 理事長は、第1項に規定する書類を毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 理事長は、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
6. 財産目録

(2) 前項の書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従た

る事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

1. 監査報告
2. 理事及び監事並びに評議員の名簿
3. 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
4. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(3) 理事長は、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に、財産目録等（定款を除く）を行政庁に提出しなければならない。

(4) この法人は、法務省令で定めるところにより、定時評議員会の終結後遅滞なく貸借対照表を公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第48条の規程に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金、財産の処分、義務の負担等)

第14条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席した理事の3分の2以上の議決を経なければならない。

(2) この法人が重要な財産を処分する場合又は譲り受ける場合、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとする場合は、前項と同様の手続きを経なければならない。

(会計の原則)

第15条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業年度)

第16条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 評議員

(定数)

第17条 この法人には、評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第18条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

(2) 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

1. 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

2. 他の同一の団体（公益法人をのぞく。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - (1) 国の機関
 - (2) 地方公共団体
 - (3) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (4) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - (5) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - (6) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は、認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(4) この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者の数の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

第19条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(2) 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(3) 評議員は、第 17 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 20 条 評議員は、無報酬とする。

(2) 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 21 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 22 条 評議員会は、次の事項について決議する。

1. 理事及び監事の選任又は解任
2. 理事及び監事の報酬等の額
3. 評議員に対する報酬等の支給の基準
4. 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
5. 定款の変更
6. 残余財産の処分
7. 基本財産の処分又は除外の承認
8. その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 23 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 24 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(2) 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 25 条 評議員会の議長は、当該評議員会において評議員の中から選出する。

(決議)

第 26 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(2) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

1. 監事の解任

2. 評議員に対する報酬等の支給の基準

3. 定款の変更

4. 基本財産の処分又は除外の承認

5. その他法令で定められた事項

(3) 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第31条第1項に定める定数を上回る場合には過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第27条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事が評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

(2) 議長及び出席した評議員の中から選出された1名以上の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第30条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則によるものとする。

第6章 役員

(役員の設定)

第31条 この法人には次の役員を置く。

1. 理事3名以上10名以内

2. 監事3名以内

(2) 理事のうち1人を理事長とし、1人を常務理事とする。

(3) 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第32条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任し、理事長及び常務理事は理事の中から理事会の決議により選定する。

- (2) この法人の監事には、この法人又はその子法人の理事及び評議員並びにこの法人又はその子法人の使用人が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- (3) 各理事について、当該理事及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。
- (4) 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

(2) 理事長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。常務理事は、理事会において定める職務権限規定により、この法人の業務を分担執行する。

(3) 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(2) 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(3) 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(4) 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(5) 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(6) 監事は、第4項に規定する場合において、必要があると認めるときは理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(7) 前項の規定による請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(8) 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為に

よって当法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(2) 補欠又は増員により選任された理事の任期は、その選任時に在任する理事の任期の満了すべき時までとする。

(3) 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(4) 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。

(5) 理事又は監事は、第31条1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第36条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

1. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
2. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第37条 理事及び監事は、無報酬とする。

(2) 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(3) 前2項に関する必要な事項は、評議員会の議決を経て定める。

(4) 第1項に定める支給基準は、公表するものとする。

(競業及び利益相反取引の制限)

第38条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

1. 自己又は第三者のためにする当該法人の事業の部類に属する取引
2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
3. この法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において当法人と当該理事との利害が相反する取引

(2) 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 40 条 理事会は、次の職務を行う。

1. この法人の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 理事長及び常務理事の選定及び解職

(2) 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

1. 重要な財産の処分及び譲受け
2. 多額の借財
3. 重要な使用人の選任及び解任
4. 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
5. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第 41 条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の 2 種類とする。

(2) 定時理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。

(3) 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

1. 理事長が必要と認めたとき。
2. 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
3. 前号の請求のあった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
4. 第 3 4 条第 6 号又は第 7 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集するとき。

(招 集)

第 42 条 理事会は、理事長が招集する。

(2) 理事長が欠けたとき又は、理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 43 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は、理事長に事故があるときは、常務理事がこれに当たる。

(決 議)

第 44 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 45 条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第 46 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

（2）前項の規定は第 33 条第 3 項の規定による報告については、適用しない。

（議事録）

第 47 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

（2）出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

（理事会運営規則）

第 48 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 49 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

（2）前項の規定は、この定款の第 4 条及び第 5 条及び第 18 条についても適用する。

（3）前 2 項の変更を行ったときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（解 散）

第 50 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 51 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 52 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

- (2) 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- (3) 事務局長の選任及び解任については、理事会の承認を経なければならない。
- (4) 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- (5) 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(書類の備置き及び閲覧等)

第54条 この法人の主たる事務所には、常に次に掲げる書類を備え置かなければならない。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

1. 定款
 2. 理事、監事、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 3. 事業計画書
 4. 収支予算書
 5. 貸借対照表
 6. 正味財産増減計算書
 7. 財産目録
 8. 収支計算書
 9. 事業報告書
 10. 監査報告書
 11. 理事会及び評議員会の議事録
 12. 公益認定法第5条第13号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類
 13. その他必要な書類及び帳簿
- (2) 前項各号の書類の閲覧等については、理事会の議決を経て、別に定める情報公開に関する規則等によるものとする。

第10章 補則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な各種規則の制定、変更及び廃止等の事項は、理事会の決議を経て定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第16条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事は原俊夫、常務理事は柳谷圭政とする。
4. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

原 直 道
 本 田 親 彦
 秦 郷 次 郎
 F. ロイ・ロックハイマー
 大 林 剛 郎
 佐 藤 陽 一 郎

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

財産種別	場所・物量等
基本財産	
1. 美術品	絵画289点、彫刻46点、工芸62点、書蹟27点、版画170点、写真146点、映像71点、その他（インスタレーション等）77点
2. 定期預金	三菱UFJ銀行 京橋支店 定期預金
3. 貸付債権	日本土地山林株式会社 30億3千万円

別表第2 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産

財産種別	場所・物量等
特定の財産	
1. 美術品	絵画52点、彫刻6点、工芸1点、書蹟1点、その他3点 平成22年3月31日以前取得

令和元年 5月31日改訂
 令和5年 8月28日改訂
 令和7年10月29日改訂